

劇
本

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 教

被告 社団法人日本気象学会

被告準備書面(3)

平成21年12月17日

東京地方裁判所民事第44部合B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 長谷川 俊 明



同 山 宮 道 代



同 平 賀 真 紀



同 下 田 一 郎



同 大 上 良 介



同訴訟復代理人弁護士 奥 野 剛 史



第1 原告準備書面（4）に対する反論

1 原告は、被告機関誌における会員の論文掲載の可否や、被告大会における会員の一般講演の可否に関し被告に裁量があることを認めた上で、本件において被告がその裁量権を逸脱・濫用したため被告は原告に対し債務不履行責任または不法行為責任を負うと主張するがいずれも誤りである。まず、債務不履行責任に関しては、繰り返し主張するとおり、被告学会の定款は被告学会の会員が被告に対し個別の学術的会合で自己の研究発表を行うことを請求する具体的権利や被告機関誌に会員の論文掲載を請求できる具体的権利を認めるものではない。

また、被告細則20条は、被告機関誌における論文掲載に関し被告が裁量を有していることを一般的に述べたに過ぎず、一定の場合に被告が被告機関誌に会員の論文掲載を認めなければならないという義務を負わせたものではない。原告は、細則20条の「拒否することができる」という表現は被告の義務を定めたことを示すものであり、仮にこれが「拒否することができる」の場合はそうではないと主張するようであるが、いずれの表現であっても細則20条は被告機関誌における論文掲載に関し被告が裁量を有していることを述べているに過ぎず、両者の間に原告の主張するような差異は存在しない。従って、被告が学術的会合で会員の研究発表を拒否することや被告機関誌において会員の論文掲載を拒否することは被告の債務不履行を構成しない。

2 次に、原告の不法行為責任に関する主張であるが、被告は、被告機関誌への論文掲載にあたっては、専門家である査読者の査読を経なければならないという制約を受けている。従って、仮に会員の被告機関誌への論文掲載にあたり、査読を経ないで却下したのであれば、被告の裁量

権の濫用が問題となり得るであろう。しかしながら本件ではそのような事実関係はなく、原告の論文についても、査読者2名は詳細な査読を行っている。そして査読者2名の一致した見解として、原告の論文は被告機関誌に掲載するには適さないと判断し、これに従い編集委員会は原告の論文を不採用としたものであり、被告のかかる決定に関し裁量権の濫用が問題となる余地はない。

3 被告大会における講演の拒否については査読者による査読を経る必要はない。従って、論文掲載可否に比較して被告の裁量権はより広く、被告の裁量権の濫用が問題となる場面はほとんど存在しない。

本件では、被告は通常の手続きに従い原告から一般講演に関する予稿の提出を受けたが、その内容が学術的でないと判断したため原告の一般講演を拒否したものであり、被告の裁量権の濫用は問題とならない。

4 従って、被告機関誌への原告の論文掲載拒否及び被告大会における原告の一般講演の拒否に関し被告の不法行為が成立する余地はなく、原告の請求には理由がない。原告はつまるところ、裁判所において原告論文に関する学術的な論争を行いたいようであるが、裁判所は学術問題に関し論争をする場でないことは自明であり、原告の主張する「科学説明会」を開催する必要はない。

以上